附　則

（積立不足に伴う掛金の拠出についての経過措置）

第二条　（略）

2　事業年度の末日が平成三十二年三月三十日までの間、第五十九条の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率（第五十八条第一項第一号に定める積立比率をいう。以下この項において同じ。）が次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の中欄に掲げる率以上であって、かつ、当該事業年度の前三事業年度の末日における積立比率が同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率以上である事業年度が二以上ある場合にあっては、第五十九条第一項の規約で定める額を拠出しないものとすることができる。

（表略）

附　則

（積立不足に伴う掛金の拠出についての経過措置）

第二条　（略）

2　事業年度の末日が平成三十二年三月三十日までの間、第五十九条の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率（第五十八条第一項第一号に定める積立比率をいう。以下この項において同じ。）が次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の中欄に掲げる率以上であって、かつ、当該事業年度の前三事業年度の末日における積立比率が同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率以上である事業年度が二以上ある場合にあっては、第五十九条第一項の当該上回る額を拠出しないものとすることができる。

（表略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る決算において確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十三条の規定により掛金を拠出する場合における当該掛金の額については、この省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則第五十八条及び第五十九条の規定にかかわらず、この省令による改正前の確定給付企業年金法施行規則第五十八条及び第五十九条の規定の例によることができる。

告　示

○金融庁告示第三十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年六月二十二日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	（金融商品取引業者） **第一条**　［同上］
［一～三十　略］	［一～三十　同上］
三十一	三十一
ＡＮＺ証券株式会社 株式会社上田トラディション証券	ＡＮＺ証券準備株式会社 ［号を加える。］
三十二	三十二
［略］	［同上］
三十三	三十三
［略］	［同上］
三十四	三十四
［略］	［同上］
三十五	三十五
［略］	［同上］
三十六	三十六
［略］	［同上］
三十七	三十七
［略］	［同上］
三十八	三十八
［略］	［同上］
三十九	三十九
［略］	［同上］
四十	四十
［略］	［同上］
四十一	四十一
［略］	［同上］
四十二	四十二
［略］	［同上］
四十三	四十三
［略］	［同上］
四十四	四十四
［略］	［同上］
四十五	四十五
［略］	［同上］
四十六	四十六
［略］	［同上］
四十七	四十七
［略］	［同上］
四十八	四十八
［略］	［同上］
四十九	四十九
［略］	［同上］
五十	五十
［略］	［同上］
五十一	五十一
［略］	［同上］
五十二	五十二
［略］	［同上］
五十三	五十三
［略］	［同上］
五十四	五十四
［略］	［同上］
五十五	五十五
［略］	［同上］
五十六	五十六
［略］	［同上］
五十七	五十七
［略］	［同上］
五十八	五十八
［略］	［同上］
五十九	五十九
［略］	［同上］
六十	六十
［略］	［同上］
六十一	六十一
［略］	［同上］
六十二	六十二
［略］	［同上］
六十三	六十三
［略］	［同上］
六十四	
［略］	